

西日本肥満対策コンソーシアム 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、西日本肥満対策コンソーシアムと称する。

第2条 当法人は、主たる事務所をアンプロデュース株式会社

(福岡市中央区天神4-4-30天神西江ビル6F)に置く。

また会計担当をアンプロデュース株式会社が行う。

(目的)

第3条 当法人は肥満の予防及び肥満症の病態改善を地域社会と共有して実践し、その普及に努めることを目的とする。この目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 一般生活者への肥満に関するマネジメントの啓発を目的とした医師、コメディカルなど医療従事者との定期的な懇話会の開催
- (2) 一般生活者を対象にした肥満予防の啓発や病態改善促進に関する講習会や講演会、シンポジウム等の開催
- (3) 当社員に対するスキルアップ講習会の開催
- (4) 肥満の予防や肥満症の病態改善に資する製品及びサービスに関する情報交換およびその認定に関する事業
- (5) 前各号に附帯又は関連する事業、その他当法人の目的を達成するために必要な諸事業
- (6) 上記目的を遂行するための基金募集事業

第2章 社員

第4条 当法人の社員として入社する者は、別途に定めるところにより申込みをし、理事会の了承と、理事長の承認を受けなければならない。

(経費負担)

第5条 社員は、理事会において別途定める規定により、当法人の経費を負担する義務を負う。社員の年会費は細則により定める。

(任意退社)

第6条 社員は、別途に規定する届出を提出することにより、任意にいつでも退社することができる。

(除名)

第7条 社員が以下の項目のいずれかに該当する場合は、第11条第5項に定める社員総会の決議（以下「特別決議」という。）によって、当該社員を除名することができる。

- (1) 本定款および当法人に関連するその他の規則に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他の除名すべき正当な事由があるとき。

(社員の資格の喪失)

第8条 社員は、以下の項目のいずれかに該当する場合は、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき。
- (2) 当協会が解散し法人としての資格を喪失したとき。
- (3) 死亡、若しくは失踪宣告を受けたとき。
- (4) 第6条の経費負担義務を2年以上履行しなかったとき。
- (5) 除名されたとき。

第3章 社員総会

(種別)

第9条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

(構成)

第10条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第11条 社員総会は、次の事項を決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬の額又はその基準
- (3) 貸借対照表及び損益計算書の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 社員の除名
- (6) 当法人の解散
- (7) 理事会において社員総会に付議した事項
- (8) 理事会ないしは理事長が必要と認める緊急討議事項
- (9) 前各号に定めるもののほか、法令に規定する事項及び本定款に定める事項

(開催)

第12条 定時社員総会は、毎年1回、毎事業年度終了後5か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第13条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

(議長)

第14条 社員総会の議長は理事長、不在の場合は理事長補佐が、これに当たる。

第4章 役員

(役員の設置)

第15条 当法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 複数名

(2) 監事 1名以上

2 理事のうち1名を理事長、別の1名を理事長補佐とする。

(選任等)

第16条

1 理事長及び理事長補佐は、理事会の決議によって定める。

2 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

(理事の職務権限)

第17条

1 理事長は、当法人を代表し、その業務を執行する。

2 理事長補佐は理事長の業務を補佐し、企画、運営、財務、管理等に関する業務の執行に当たる。

(監事の職務権限)

第18条

1 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(職務内容と業務部門、および担当監事)

第19条 第3条に掲げた事業を遂行するため、以下に列記する業務部門を設置し、理事会は担当監事を選任し、その業務達成を支援する。

(1) 総務部門 (理事1名)

(2) 企画部門 (理事1名)

(3) 地域社会交流部門（理事1名）

(4) 教育部門（理事1名）

(5) 広報部門（理事1名）

(6) 渉外部門（理事1名）

(7) 財務部門（理事1名）

(任期)

第20条

1 理事長、理事長補佐ならびに理事の任期は3年とし、定時社員総会の終結の時までとする。重任を妨げない。

2 監事の任期は、3年とし、定時社員総会の終結の時までとする。重任を妨げない。

(解任)

第21条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬)

第22条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

(責任の一部免除)

第23条 当法人は、役員の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によつて、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

第5章 理事会

(理事会の設置)

第24条 当法人に、理事会を置く。

(構成)

第25条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第26条 理事会は、本定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 社員総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
- (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
- (3) 前各号に定めるもののほか当法人の業務執行の決定
- (4) 理事の職務執行に関わる監督
- (5) 理事長、理事長補佐および業務執行理事の選任及び解職

(招集)

第27条 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事長が招集する。ただし、理事及び監事の全員の同意がある場合には、その招集手続を省略することができる。

(議長)

第28条 理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事長、不在の場合は理事長補佐がこれに当たる。

(決議)

第29条 理事会の決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議及び報告の省略)

第30条

- 1 理事が理事会で決議する必要のある事項を提案した場合、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により当該提案に同意の意思表示をしたときは、理事会が当該提案を可決決議したものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。
- 2 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

(議事録)

第31条

- 1 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 出席した理事及び監事は、前項の議事録への署名又は記名押印を必須義務とする

第6章 基金

(基金を引き受ける者の募集)

第32条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

(基金の拠出者の権利)

第33条 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日までは返還しない。

(基金の返還の手続)

第34条 基金の拠出者に対する返還は、返還する基金の総額について定時社員総会における決議を経た後、理事会が決定したところに従って行う。

第7章 決算

(事業年度)

第35条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業報告及び決算)

第36条

1 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が当該事業年度に関する次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し又は提供しなければならない。

(1) 事業報告及びその附属明細書

(2) 貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの附属明細書

2 事業報告については、理事長または理事長補佐がその内容を定時社員総会に報告しなければならない。

3 貸借対照表及び損益計算書については、定時社員総会の承認を受けなければならない。

(設立時役員)

第37条 当法人の設立時役員は、次のとおりである。

設立時理事 坂田利家

設立時理事 中里雅光

設立時理事 梅田文夫

設立時理事 柳瀬敏彦

設立時理事 荒木栄一

設立時理事 福井道明

設立時理事 山崎浩則

設立時理事 加隈哲也

設立時理事 上野浩晶

設立時監事 檜垣靖樹

設立時監事 澤田浩武

(設立時社員)

第38条 設立時社員の氏名又は名称は、次のとおりである。

設立時社員 坂田利家

設立時社員 中里雅光

設立時社員 梅田文夫

設立時社員 柳瀬敏彦

設立時社員 荒木栄一

設立時社員 福井道明

設立時社員 山崎浩則

設立時社員 加隈哲也

設立時社員 上野浩晶

設立時社員 檜垣靖樹

設立時社員 澤田浩武

令和5年 1月 20日施行

附則

(事務所の変更)

第2条に定める主たる事務所は、令和7年4月14日をもって、以下の所在地に変更された。

株式会社九電ビジネスフロント（福岡市中央区天神2丁目12-1 天神ビル4階）
また、会計担当も株式会社九電ビジネスフロントとする。